

## [追加資料]

## P13 ながはまルール見直しに向けての検討シート 5 (事業実施者の責務)

旧 (2008年)		新 (2019年)		説明
項目番号	条文	項目番号	条文	
	--	5	3 事業実施者は、研究者等に対し研究テーマの内容等を事業審査会において報告させなければならない。	新設 研究テーマは事業計画の一部であるが、事業計画の策定と同時に提示できないため、事業実施者は、研究テーマについて当該研究者に対し、その内容を報告させる義務規定を設けた。

## P35 ながはまルール見直しに向けての検討シート 13 (ながはま0次予防コホート事業審査会)

旧 (2008年)		新 (2019年)		説明
項目番号	条文	項目番号	条文	
13	2 審査会は、市長の諮問に応じ、事業計画及び個別研究計画の審査並びに事業及び個別研究の経過審査を行う。	13	2 事業審査会は、市長の諮問に応じ事業計画及び付随研究計画の内容について、倫理的な配慮のもと、市民への透明性を確保し、かつ本条例の規定に添っているか審査（経過審査含む）を行う。	長浜市の事業審査会は、事業計画や付随研究計画が京大の医の倫理委員会での議論を通じた倫理的配慮がなされ、「ながはまルール」に則ったものであるかどうかを審査するものであることから、その旨を明記する。また市民に理解を求め事業の透明性を高めるために審査することを追加した。